

報ニ基キテ爲ス指示又ハ處置命令ハ之ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ體力検査施行者ニ通知スルヲ以テ足ル

第五十二條 地方長官事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル被管理者又ハ其ノ保護者ニ對シ法第十一條ノ規定ニ依リ就業ノ場所若ハ時間ノ制限又ハ業務ノ變更ニ關スル指示ヲ爲シタルトキハ其ノ旨被管理者ヲ使用スル者ニ通知スベシ但シ被管理者ヲ使用スル者ニ對シ指示ヲ爲シタル場合又ハ事業主若ハ管理人體力検査施行者ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル者其ノ處置ヲ了シタルトキハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ但シ令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル者同條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキハ被管理者ノ氏名、療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル月日及事由ヲ具シ被管理者ノ居住地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ申請スベシ療養ノ指導ヲ受ケル者當該道府縣外ニ居住地ヲ移轉シ引續キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキ亦同ジ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケル者當該道府縣内ニ於テ居住地ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨居住地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ届出ツベシ

第五十五條 地方長官前條第一項ノ申請ニシテ法第十二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養

ノ指導ヲ受ケシムベキモノト認ムルトキハ國民體力管理醫ヲ指定シテ之ヲ申請者ニ告知スベシ前條第二項ノ届出アリタル場合ニ於テ國民體力管理醫ノ變更ヲ要スルトキ亦同ジ

第五十六條 法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ従事スル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依リ療養指導簿ヲ備付クベシ

國民體力管理醫療養ノ指導ヲ爲シタルトキハ其ノ都度前項ノ療養指導簿及體力手帳ニ其ノ要領ヲ記載スベシ

第五十七條 國民體力管理醫ハ毎月五日迄ニ前月分ノ療養ノ指導ニ關スル狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條 體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ

ノ指導ヲ受ケシムベキモノト認ムルトキハ國民體力管理醫ヲ指定シテ之ヲ申請者ニ告知スベシ前條第二項ノ届出アリタル場合ニ於テ國民體力管理醫ノ變更ヲ要スルトキ亦同ジ

第五十六條 法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ従事スル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依リ療養指導簿ヲ備付クベシ

國民體力管理醫療養ノ指導ヲ爲シタルトキハ其ノ都度前項ノ療養指導簿及體力手帳ニ其ノ要領ヲ記載スベシ

第五十七條 國民體力管理醫ハ毎月五日迄ニ前月分ノ療養ノ指導ニ關スル狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條 體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ

令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ヲ爲シタル場合亦前項ニ同ジ

第五章 雜則

第五十九條 法令ノ規定ニ依リ健康診断ヲ爲スコトヲ命ゼラレタル事業主國民體力法ノ規定ニ依リ體力検査ヲ以テ其ノ健康診断ニ代フル爲必要アル場合ハ其ノ使用スル被管理者ノ體力検査ヲ行ヒタル市町村長又ハ學校長(第三十八條第一項又ハ第五十條ノ規定ニ依リ精密検査票ガ地方長官ニ送付セラレタル場合ハ地方長官)ニ對シ當該被管理者ノ體力検査票又ハ精密検査票ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年ニ限り本令中第二條第二號及第六條第一項但書ノ九月一日トアルハ十一月一日、第三條ノ四月二十日トアルハ九月三十日、第四條ノ四月三十日トアルハ十月五日、第六條第一項ノ毎年五月十日トアルハ十月十日、第十二條ノ施行期間開始一月前迄トアルハ十月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則ハ昭和十五年九月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則

第一條 昭和三十五年關東州國勢調査(以下國勢調査ト稱ス)十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 關東州内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則ハ昭和十五年九月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和三十五年關東州國勢調査施行規則

體 力 檢 查 票

第 號

() 歲			
自	年	月	日生
至	年	月	日生

被管理者氏名		生年月日		大正昭和 年 月 日	
職業(學校)		検査年月日		昭和 年 月 日	
本籍	道府縣	市郡	區町村區町村	番地	
現住所	道府縣	市郡	區町村區町村	番地	
身長	cm	體重	kg	胸圍	cm
視力	裸眼	右	眼鏡	右	色 神 正 常 ・ 異 常
		左	裝用	左	
聴力	右	正 常 ・ 難 聴 ・ 聾		左	正 常 ・ 難 聴 ・ 聾
主たる既往疾患		病名 歳 ~ 年 歳			
疾 病 異 常	ツベルクリン皮内反應	發赤徑	mm	判定	陰性・疑陽性・陽性
	トラホーニ	無シ・有リ	(疑似症 ・ 輕症 ・ 重症)		
	寄生蟲病	無シ・有リ(病名)			
	脚 氣	無シ・有リ			
	榮養障礙	無シ・有リ(病名又ハ原因)			
	齲 齒	處 置	本	未處置	本
	其 疾 病 異 常	無シ・有リ(病名又ハ名稱)			
運 動 機 能		荷重速行		回 /4	
概 評		可 ・ 要注意 ・ 要精密檢診			
指 導					
備 考					

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格A5トス)

精密檢診票

)		
歲	月	日
自	年	月
他	年	日

(通) 様式密檢用紙(大)(日本標準規格A5)

被管理者氏名	生年	月	日	大正 昭和	年	月	日	管地 區	市	町	番地	
	診年	月	日									
現住所	市 郡 町											
保護者氏名	保護所	現住所	檢診場所									
國民體力名	管理醫氏名											
新診												
病歴												
療養狀況	指示及検査命令 = 醫 x x x 意見 國民體力管理醫											
現症												

第四

打診檢所見				沈 痲 赤 痢 咳 痰 血 液 血 尿	腸 胃 腹 腔 直 腸 尿 道 膀胱		血 尿 血 液 尿		
検査摘要								指導事項	

(表三)

保 護 者	氏名	
	現住所	
	本人ノ 職	
	職業	

往 電

1 此ノ手帳ハ本人又ハ保護者ニ於テ本人ガ年滿二十歳ニ達スル迄大切ニ保
存シ軍兵検査ヲ受ケル者ハタトニ年滿二十歳ニ達シテ後ト雖モ 軍兵検査
ガ終ル迄ハ保存シテケレバナリマセン。

2 此ノ手帳ハ次ノヤウナ場合ニ提示シテケレバナリマセン。

- イ 體力検査ヲ受ケルトキ
- ロ 體力検査ノ結果體力向上ニ關スル指示ヲ受ケルトキ
- ハ 體力検査ノ結果放棄ニ關スル處置命令ヲ受ケルトキ
- ニ 國民體力管理課ニ就キ放棄ノ指導ヲ受ケルトキ
- ホ 徴兵検査ヲ受ケルトキ
- ヘ 其ノ他法令ノ規定ニヨリ提示ヲ命ゼラレタトキ

3 此ノ手帳ハ大切ニ取扱ヒ毀損シタリ滅失シタリシテハナリマセン、已ムヲ得
ナイ理由ヲ滅失又ハ毀損シタトキハ其ノ理由ヲ述ベ 最終ノ體力検査施行者
ニ函ニ出テ再交付ヲ受ケルコトガ出来マス。

體
力
手
帳

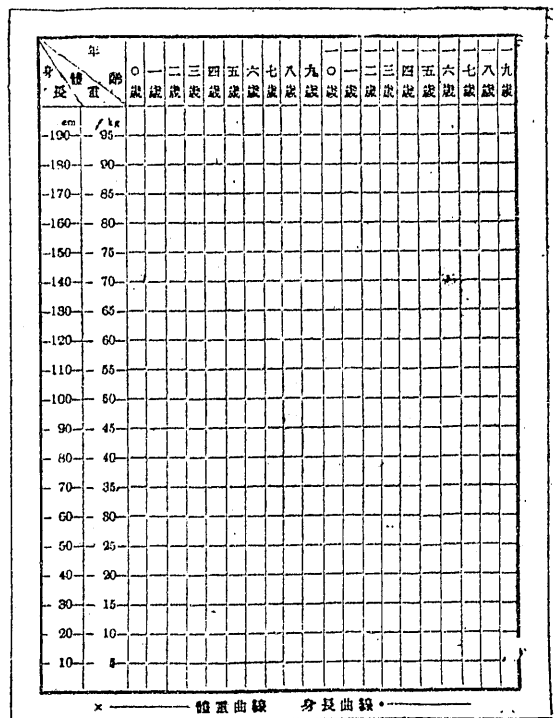
昭和 年 月 日 交付

厚 生 省

本 籍	氏 名	生 年 月 日
		昭和 年 月 日 生

様式第三號 軍兵ノ次ナリ日本標準規格ハ5トス

年 齢	檢 査 年 月	現 住 所		職 業 又ハ 學 校	身 長 cm
		道・府・縣・市・郡			
0歳	年月				
1歳	年月				
2歳	年月				
3歳	年月				
4歳	年月				
5歳	年月				
6歳	年月				
7歳	年月				
8歳	年月				
9歳	年月				
10歳	年月				
11歳	年月				
12歳	年月				
13歳	年月				
14歳	年月				
15歳	年月				
16歳	年月				
17歳	年月				
18歳	年月				
19歳	年月				



(第三四)

種別	性別	年齢	職業	フールクリフ 度内反題	力		探眼視力		脚指	脚指
					左	右	左	右		

(第四頁乃至第五頁)

年	月	日	記事(後の異常・指導・指示・處理命令其ノ他)

第 第 療 養 指 導 簿

氏名 生年月日 大正昭和 年 月 日

現住所 年 齡 歳 男 女

病 名

主要症状

療養ノ指導ヲ開始シタル年月日 昭和 年 月 日 病 歸

療養ノ指導ヲ終了シタル年月日 昭和 年 月 日

指 導 状 況

備 考

様式第四號用紙ノ大サハ日本標準規格A6トス

四 從軍中ノ軍屬、從軍報道班員、從軍神官神職又ハ從軍宗教家ニシテ關東州、内地、朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島以外ニ現在スルモノ

前條ノ時期前ニ關東州、内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ關東前ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役將校准士官下士官兵(特別志願將校、現役武官ト爲ルベキ陸軍ノ諸生徒中委託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業中ノ幹部候補生操縱候補生ヲ含ミ歸休兵ヲ除ク)及海軍ノ現役士官特務士官准士官下士官兵(各科少尉候補生、海軍諸學校ノ生徒及現ニ海軍ニ於テ教育中ノ海軍豫備員候補者ヲ含ミ歸休中ノ下士官兵ヲ除ク)ヲ、應召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ豫備役後備役ノ將校准士官下士官兵、豫備役ノ幹部候補生操縱候補生、歸休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ豫備役後備役ノ士官特務士官准士官、豫備役後備役第一國民兵役又ハ歸休中ノ下士官兵及海軍豫備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、歸休兵召集、補缺召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ

第三條 國勢調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ第七號及第十二號ノ事項ヲ調査セズ

一 氏名

二 世帯ニ於ケル地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ關係

六 所屬ノ產業及職業

七 滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定スル技能(指定技能)

八 兵役ノ關係(内地人)

九 普通教育ノ有無(滿十五歲以上)

十 出生地

十一 本籍、民籍又ハ國籍

十二 來住ノ年

十三 常住地(滿洲人及中華民國人)

第四條 第二條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ世帯現在者及世帯關係者ニ就キ第三條各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實

上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査委員ノ指定シタル者ヲ以テ前項ノ管理者トス

第一項ニ於テ世帯現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲グル者ニシテ其ノ世帯ニ現在スル者ヲ謂フ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ハ左ノ區別ニ從ヒ各其ノ世帯ノ世帯關係者トス

一 配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帯

二 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帯但シ父ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帯

三 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯

四 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在スル世帯但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世帯

五 配偶者、父母、子及祖父母ナキ場合ハ其ノ兄弟姉妹(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯

六 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹ナキ場合ハ其ノ召集通報人ノ現在スル世帯

前項ノ配偶者ニハ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情(内縁關係)ニ入りタリト認メラル者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姉妹ハ第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ト同一戸籍(昭和七年律令第二號ニ基クモノヲ含ム)内ニ在ル者ニ限ル

第六條 國勢調査ノ申告ハ關東州國勢調査申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第七條 關東州國勢調査申告書用紙ハ昭和十五年九月二十日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査委員之ヲ各世帯ニ配付ス

第八條 申告義務者ニシテ前條ノ期間内ニ關東州國勢

調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第九條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄

ニ關東州國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査委員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第十條 昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現

在シタル者ニシテ第二條第一項第一號ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹若ハ召集通報人ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第十一條 關東州廳長官ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ命ヲ承ケ國勢調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十二條 國勢調査執行ノ爲地方ニ國勢調査委員長、國勢調査副委員長、國勢調査指導員、國勢調査參與員及國勢調査委員ヲ置ク

第十三條 國勢調査委員長ハ市長又ハ民政署長ヲ以テ之ニ充ツ關東州廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ管掌ス

國勢調査副委員長ハ警察署長ヲ以テ之ニ充ツ國勢調査委員長ヲ佐ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ協力ス

國勢調査指導員ハ公務員中ヨリ大使之ヲ命ズ國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

國勢調査參與員ハ公務員又ハ學識名望アル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ヲ佐ケ調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖リ其ノ執行事務ニ參與ス

國勢調査委員ハ公務員又ハ地方ノ事情ニ通曉スル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル關東州國勢調査申告書用紙ノ配付、關東州國勢調査申告書ノ蒐集、調査事項ニ關スル質問其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 國勢調査委員長ハ調査ヲ執行スル爲關東州廳長官ノ認可ヲ經テ管内ノ區域ヲ調査區ニ分畫シ國勢調査委員ノ擔當區ヲ指定スベシ

第十五條 國勢調査委員ニハ別ニ告示スル様式ノ徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十六條 國勢調査委員各世帯ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月十日ヨリ同年十月五日迄トス但シ蒐集シタル關東州國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲國勢調査委員前項ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ執行ス此ノ場合ニ於テハ國勢調査委員長ハ直ニ其ノ旨ヲ關東州廳長官ニ報告スベシ

關東州廳長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ大使ニ報告スベシ

第十七條 外國ノ軍艦、刑務所及留置場ニ現在スル者ノ調査ニ付テハ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第十八條 關東州國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

關東州國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲

役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタルモノ

二 國勢調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ國勢調査ヲ妨ゲタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和七年十一月律令第二號ハ本島人ノ戶籍ニ關スル件ナリ

勞働者災害扶助法施行令その他の一部

改正

勞働者災害扶助法施行令は昭和十五年勅令第六百十五號を以て一部改正を見たが、同じく勞働者災害扶助責任保險法施行規則も同九月十八日厚生省令第三十五號を以て一部改正を見るに到つた。なほ勞働者災害扶助責任保險に於ける保險料率も厚生省告示第二百八十八號を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞働者災害扶助法施行令中改正

(昭和十五年九月十七日)

勅令第六百十五號